

Ⅲ－３ 関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
<p>(一般廃棄物処理業) 第7条第5項 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含</p>	<p>(法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令) 第4条の6 法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大気汚染防止法</p> <p>(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）</p> <p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）</p> <p>(4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</p> <p>(5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</p> <p>(6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）</p> <p>(7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）</p> <p>(8) ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
<p>む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>へ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
<p>む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイから</p>	<p>(法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人)</p> <p>第4条の7 法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする</p> <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
<p>チまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>（廃棄物再生事業者）</p> <p>第 20 条の 2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録に関して必要な事項は政令で定める。</p> <p>3 第 1 項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。</p> <p>4 市町村は、第 1 項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（廃棄物再生事業者の登録）</p> <p>第 17 条 法第 20 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p> <p>（2） 事務所及び事業場の所在地</p> <p>（3） 廃棄物の再生に係る事業の内容</p> <p>（4） 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要</p> <p>（5） 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料</p> <p>2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（登録）</p> <p>第 18 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
<p>第 34 条 第 20 条の 2 第 3 項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。</p>	<p>(登録証明書) 第 19 条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(変更の届出) 第 20 条 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に変更があつたときは、30 日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(休廃止の届出) 第 21 条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30 日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(登録の取消し) 第 22 条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。 (1) その事業の用に供する施設その他の事項が法第 20 条の 2 第 1 項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。 (2) 前 2 条の規定による届出をしなかつたとき。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（抜粋）
<p>(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)</p> <p>第2条の2の2 法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録基準)</p> <p>第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。</p> <p>(2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。</p> <p>イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設</p> <p>ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設</p> <p>ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設</p> <p>ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設</p> <p>ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設</p> <p>(3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。</p> <p>(4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有</p>	<p>第4 廃棄物再生事業者に関する事項</p> <p>1 廃棄物再生事業者の登録基準等</p> <p>(1) 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあつても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。</p> <p>(2) 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。</p> <p>(3) 同条第1号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。</p> <p>(4) 同条第1号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。</p> <p>(5) 同条第1号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる</p>

<p>すること。</p> <p>(5) その他事業を適正に行うことができる者であること。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録)</p> <p>第16条の3 令第17条第2項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(3) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(4) 個人である場合には、住民票の写し</p> <p>(5) 業務経歴を記載した書類</p> <p>(6) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類</p> <p>(登録証明書)</p> <p>第16条の4 都道府県知事は、令第19条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業場の所在地</p> <p>(3) 廃棄物の再生に係る事業の内容</p> <p>(4) 登録の年月日及び登録番号</p>	<p>金属を含む廃棄物を切断、破砕等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。</p> <p>(6) 同条第1号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。</p> <p>(7) 同条第1号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設をいうこと。</p> <p>(8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。</p> <p>(10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があつた場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。</p> <p>(11) 廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。</p>
--	---